

令和5年第1回北海道議会定例会〔一般質問〕開催状況

開催年月日 令和5年2月27日(月)
 質問者 日本共産党 宮川 潤 議員
 担当部課 建設部住宅局住宅課

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>一 知事の政治姿勢について (四) 性的差別の問題等について 2 道営住宅における同性婚カップル等の取扱いについて 私どもが求めてきた同性カップルをはじめ、外国人、犯罪被害者、児童養護施設退所者などが新たに道営住宅入居資格の対象となり、歓迎するものであります。 同性カップルは、パートナーシップ宣誓書受領証の交付を受けた場合のみ対象者とされますが、なぜ、そのような差別的条件となっているのか伺います。 また、新たに拡大された対象者が入居可能となる道営住宅はどこで、地域によって違いがあるのはなぜなのか、伺います。</p> <p>2一再 道営住宅における同性婚カップル等の取扱いについて 同性カップル等の道営住宅入居についてですが、道営住宅の入居要件は、法と道営住宅条例によって規定されるはずであります。同じ法と条例のもとで、パートナーシップ制度のある市町村の道営住宅と、制度の無い市町村の道営住宅とで、入居要件が異なることは矛盾だと考えますが、法的合理性があるならお示し下さい。 市営住宅等が認めないところこそ、道営住宅に入居できることで、同性パートナー等が助かるのではありませんか。 市営住宅等の入居不可能なところこそ、道営住宅に入居できるように補完の役割を果たすべきではありませんか。 和歌山県では、県営住宅の入居要件の取り扱いを変更しています。知事として、実現可能なことはすぐ実施すべきではありませんか。お答え下さい。</p> <p>2一再々 道営住宅における同性婚カップル等の取扱いについて 知事は性差別の根源にある同性婚に対し、自らの立場を語らず、道営住宅入居も市町村パートナーシップ条例の有無に依拠した入居要件は、法の下での平等、居住地の自由に反するものであります。この対象市町村以外の道営住宅についても、同性パートナーなど、募集要項に新たに入居要件として追加された方々については、あらかじめ相談の上で、入居申込みができることを募集要項に明記するべきではないですか。伺います。</p>	<p>○建築企画監 細谷 俊人 道営住宅における同性カップル等の取扱いについてですが、道営住宅は、市町村が進めます住宅施策の補完的役割を担っており、多様化するニーズへの対応や地域が抱える課題解決に向けて、道営住宅を活用できるよう、昨年、入居者資格を拡大し、市町村の要請や意向を踏まえた運用を開始したところでございます。 現在、道営住宅ストックの約6割を占める11の市町村からの要請等を受け、新たな運用を進めており、そのうち札幌市など7市におきましては同性カップルの入居を可能とし、その許可に当たりましては、各市と協議した上でパートナーシップ宣誓書受領証により入居者資格を確認することとしたところであります。道の取扱いでは、市町村と事前に協議した様式の書面によりまして、確認は可能としているところでございます。 道といたしましては、今後ともこうした運用に当たりまして、地域の住宅事情をきめ細かく把握する市町村との連携を強化し誰もが安心して暮らせる地域社会の形成に努めてまいります。</p> <p>○知事 鈴木 直道 道営住宅における入居者資格についてであります。道では、昨年、道営住宅の入居者資格を拡大し、市町村の要請や意向を踏まえた運用を開始したところであり、これらは、公営住宅法及び北海道営住宅条例に基づいた取扱いであります。 道としては、今後とも地域の住宅事情をきめ細かく把握する市町村との連携を強化し誰もが安心して暮らせる地域社会の形成に努めてまいります。</p> <p>○知事 鈴木 直道 道営住宅における入居者資格についてであります。昨年開始した、入居者資格の拡大については、市町村の要請や意向を踏まえた運用としております。道といたしましては、今後とも地域の住宅事情をきめ細かく把握する市町村との連携を強化をしてまいります。</p>